

ID: 165

担当部署: 産業観光課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町さけ・ます飼育施設整備事業分担金徴収条例 第2条		
例規番号	昭和56年 条例第26号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収) 第二条 前条の分担金は、飼育事業について特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)及び当該事業に係る市町村から受益の限度においてこれを徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日